

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
社会福祉法 人檀原市手 をつなぐ育 成会	檀原市小房町一 番一号	なら子ども 発達支援セ ンターふあ くすと	檀原市小房町 一三番四号	福祉型児童 発達支援セ ンター	平成二十 九年二月 一日